

議第147号

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月 4 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

(滋賀県職員退職手当条例の一部改正)

第 1 条 滋賀県職員退職手当条例（昭和28年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第22項中「100 分の87」を「100 分の83.7」に改める。

(滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年滋賀県条例第33号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項中「100 分の87」を「100 分の83.7」に改める。

第 3 条 滋賀県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県条例第78号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「公務」を「通勤による傷病以外の公務」に、「100 分の87」を「100 分の83.7」に、「104 分の87」を「104 分の83.7」に改める。

付 則

この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。